

令和3年度 第7回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和3年（2021年）10月14日

日野市教育委員会

令和3年度第7回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和3年(2021年)10月14日(木)
14時05分～15時10分

開催場所 災害対策本部室

出席委員 教育長職務代理者 高木 健夫 委 員 西田 敦子
委 員 真野 広

欠席委員 委 員 東 桜子

議事録署名委員 委 員 西田 敦子

事務局出席者 教育部長 村田 幹生 教育部参事 高橋 登
教育部参事 谷川 拓也 庶務課長 伊藤 浩一
学校課長 久保田 博之 生涯学習課長 関 健史

傍聴者 2名

書記 庶務課庶務係長 谷口 諒介
庶務課主事 大矢 千尋

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

委 員

西田 敦子

議事録署名

教育長職務代理者

高木 健夫

議事内容

議案

- 第 29 号 教育委員会職員人事の専決処分について
- 第 30 号 教育委員会職員人事について
- 第 31 号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

協議事項

- 第 11 号 10月15日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について

請願審査

- 第 3-4 号 新たな視点も加え、都教委の『オリパラ学習読本』の偏った“君が代”記述の是正を求める意見書を出して頂きたい等の請願

報告事項

- 第 20 号 令和 3 年第 3 回日野市議会定例会の報告
- 第 21 号 令和 3 年度就学援助申請者数及び認定者数（令和 3 年 4 月～令和 3 年 6 月）
- 第 22 号 令和 3 年度日野市高校生奨学金の申請者数及び決定者数
- 第 23 号 「9月13日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」の発出について
- 第 24 号 令和 4 年度入学「選べる学校制度」希望調査集計結果（小学校）
- 第 25 号 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告（令和 3 年 4 月～令和 3 年 9 月）

(議事の要旨)

開始 14時05分

[高木教育長職務代理者]

ただいまから、令和3年度第7回日野市教育委員会定例会を開会いたします。

なお、東委員から、本日の定例会に際して、欠席届が提出されております。

本日は傍聴を許可したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

はじめに、令和3年9月30日付けで、引き続き真野委員が任命されました。

現在、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項にあります、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」との規定に基づき、私とその職務を担っているところです。同項の規定につきましては、教育長を教育長職務代理者と読み替えて適用できるとされておりますので、現在私が担っている職務の職務代理者として真野委員を指名させていただきます。

それでは、真野委員よりご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

[真野委員]

ただいまご指名のありました、真野と申します。引き続き職務を一生懸命行いますので、よろしくお願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

真野委員ありがとうございました。

本日の議事録署名は、西田委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案3件、協議事項1件、請願審査1件、報告事項6件です。

会議の進め方ですが、報告事項第23号を協議事項第11号の前に行いたいと思います。

また、請願審査を報告事項第25号の次に行いたいと思います。

なお議案第30号は、公開しない会議とし、最後に審議したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認め、順次、審議を進めていきたいと思います。

また、会議規則第10条により、議案第30号は、公開しない会議とし、審議します。

議案第28号・教育委員会職員人事の専決処分について、事務局より説明をお願いします。

○議案第28号 教育委員会職員人事の専決処分について

[伊藤庶務課長]

議案書1ページをご覧ください。議案第28号教育委員会職員人事の専決処分についてご説明いたします

提案理由でございます。教育委員会職員に対する人事異動に伴う人事発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長職務代理者専決により人事発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

2ページをご覧ください。令和3年10月1日付の発令でございます。対象者は8名でございます。職層名、職務名、氏名等につきましては記載の通りでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問があればお願いします。なければご意見を伺います。なければ終了します。

お諮りします。

教育委員会職員人事の専決処分についてを原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。議案第28号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第29号・教育委員会職員人事について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第29号 教育委員会職員人事について

[伊藤庶務課長]

議案書3ページをご覧ください。議案第29号教育委員会職員人事についてご説明いたします。

提案理由でございます。教育委員会職員に対して人事発令を行うものです。1枚おめくりいただきまして4ページをご覧ください。令和3年10月31日付の発令でございます。対象者は1名でございます。職層名、職務名、氏名等につきましては記載の通りでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了いたしました。

ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ終了します。

お諮りします。

教育委員会職員人事についてを原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。議案第29号は原案のとおり承認されました。

次に、報告事項第23号・「9月13日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」の発出について、事務局より報告をお願いいたします。

○報告事項第23号 「9月13日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の
教育活動について」の発出について

[伊藤庶務課長]

議案書31ページをご覧ください。報告事項第23号・「9月13日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」の発出についてご説明いたします。

政府は9月9日木曜日、東京都や大阪府など19都道府県について、緊急事態宣言の期限を9月12日から9月30日まで延長することを新型コロナウイルス感染症対策本部で決定いたしました。

日野市教育委員会では、9月10日金曜日に開催した第6回教育委員会定例会において、9月13日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について協議を頂き、9月13日以降の教育活動については幼児・児童・生徒の安全を最優先とし、文部科学省が示した学校再開ガイドラインや衛生管理マニュアルに基づいた新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止対策を徹底すること。新型コロナウイルス感染症へ不安を持つ児童・生徒・保護者への心に寄り添い、教育活動を進めること。9月13日、14日は午前授業とし、全児童・生徒が登校することなどを教育活動の方針とすることにいたしました。

その後、日野市特措法新型コロナウイルス対策本部長への報告、承認ののち、各幼稚園・小学校・中学校に議案書32ページから34ページに記載の通り文書を発出いたしました。各幼稚園、学校からはその日のうちに保護者にお知らせをいたしております。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了しました。ご質問・ご意見がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

私から意見として、ただ今ご説明のあった対応方針に基づいて実施した結果、関係者のご尽力ありまして、特に学校で新たなコロナ発生ですとかクラスター発生等については伺っておりません。そういった意味では非常に成果が出ているのかなと感じております。今後に向けても成果を活かしながら、教育活動を展開できればいいと感じていますのでぜひよろしく願いいたします。

他にございませんか。なければ報告事項第23号を終了いたします。

協議第11号・10月15日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について・について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○協議事項第11号 10月15日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の
教育活動について

[伊藤庶務課長]

議案書7ページをご覧ください。協議事項第11号・10月15日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動についてご説明いたします。

令和3年9月30日をもって緊急事態宣言の期間が終了いたしました。日野市教育委員

会では、9月10日付で幼稚園及び各小中学校に、9月13日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動についての文書を発出し、文部科学省が示した学校再開のガイドラインや、衛生管理マニュアルに基づいた新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止対策を徹底すること。新型コロナウイルス感染症に不安を持つ児童・生徒・保護者の心に寄り添い、教育活動を進めることなどを教育活動の方針とし、教育活動を行っています。この教育活動の方針期間につきましては、学校側に見通しを持って教育活動を計画できるように、9月13日から緊急事態宣言が解除された後の最初の教育委員会までの期間としております。本日の教育委員会定例会が、緊急事態宣言が解除された後の最初の教育委員会となりますので、改めて10月15日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について協議をお願いするものです。詳細につきましては教育部参事よりご説明いたします。

[谷川教育部参事]

それでは議案書8ページをご覧ください。10月15日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について事務局としての方針をご説明いたします。

まず教育活動の方針でございますが、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症が完全に収束していないことから、引き続き感染予防・感染拡大防止対策は徹底しながら、教育課程に基づいた通常の教育活動を推進すると考えております。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は解除されておりますので、通常の教育活動ができる、という判断ができるわけではありませんが、未だに新型コロナウイルス感染症の感染例の報告を受けています。引き続き、感染予防・感染拡大防止対策を徹底すること。これは欠かさないと考えておりますが、できるだけ子どもたちの生活を日常に戻し、日常の教育活動を推進していきたいと考えております。

それではこれまでの方針をベースにしながら変更、改訂した部分についてご説明したいと思います。まず教育活動の方針でございますが、(2)を「幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とし、文部科学省が示した学校再開のガイドラインや衛生管理マニュアルに基づいた新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止策を推進する」とさせていただきました。徹底を重ねますと閉塞感を感じる方も多いのかなと思い、「徹底する」から「推進する」に変更させていただきました。

つづきまして出席等の取扱いについてですが、(1)に「医療的ケアが必要または基礎疾患等がある幼児・児童・生徒について」を、(2)に「新型コロナウイルス感染症への感染の不安から登校しない幼児・児童・生徒について」という表題を付け、わかりやすくした次第です。

次ページをご覧ください。3番の(10)になります。これまでは「使用した教材、机椅子、ドアノブ、水道の蛇口等の消毒を励行する」とありましたが、文部科学省が示した管理衛生マニュアルに基づきまして「大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きをした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで消毒をする。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合、これらの作業を省略することは可能です。」と変えさせていただきました。これまでは非常に感染例が多かったこ

ともあり、消毒等の回数を増やすように学校へ要請していましたが、感染が非常に穏やかな状況に落ち着いてきたこともありまして管理衛生マニュアルに基づいたものに戻していくと考えております。

続いて教育活動についてです。(3)では管理衛生マニュアルに基づいて、「各教科における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」については、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準レベル2の対応を基本として、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施する。」とさせていただきます。管理衛生マニュアルにつきましても、アルファ型のコロナウイルスが流行している時に作成されているもので、デルタ型はそれよりも感染力が高いと示されています。これは科学的な治験で示されているものではございませんが、そういうふうに言われているものがありますので、基本的にはレベル2をベースにさせていただきますながら、学校現場の判断で感染対策がとれるものから通常の教育活動を再開させていくと考えております。校長先生方にはこの点について詳しく説明させていただきたいと考えております。一方で前回までありました「緊急事態宣言期間中の児童生徒が学年を越えて、一堂に集まって行う行事、校外での活動は延期又は中止する」は削除させていただきます。

続いて部活動についてですが、部活動の活動内容については引き続き校長先生に判断していただくこと。また1日の活動時間は、日野市における部活動に関する方針に示された時間を守り、感染予防をしていただきたいと思いますと思っております。

こういった点につきまして感染予防、感染拡大防止対策を徹底していただきながら、教育活動を進めていただきたいと思いますと思っております。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了いたしました。

質問がございましたらお願いいたします。

[真野委員]

ご説明ありがとうございます。ご存知の通り2学期はコロナ感染者数が多い中で始まりました。学校の先生方が大変ご苦労されたことだと思います。この場をお借りして大変感謝を申し上げたいと思います。

また保護者の皆様、子どもたちにつきましても、不安を抱える中で9月13日以降の教育活動の方針を定めて発出をしたところでございます。その後丁寧に対応いただいていると伺っております。そこでご質問ですが、学校の現在の感染状況、それから子どもたちの学校に来られていない状況等ご報告をいただければと思います。

[久保田課長]

コロナの感染者数の状況でございます。8月23日の週をピークにその後減少いたしました。9月13日の週以降から10月13日まで小中学校の児童生徒、教職員の感染者はゼロという状況でございます。

[谷川教育部参事]

現在欠席している児童生徒の様子についてお伝えいたします。小学校、児童の欠席数は、全体の2パーセント、おおよそ180人位の人数になります。これは不安に思われているお子様、通常の体調不良等でお休みされるお子様全て含めた数になります。この数字は大

きな緊急事態宣言等が出る前の1学期の欠席者とほぼ同じ人数となっております。中学校の欠席数は4パーセントから4.5パーセント、おおよそ150人位の人数で推移しております。こちらの人数につきましても、5月、6月、7月の欠席者数とほぼ変わりがないとなっております。現在でございますが、緊急事態宣言が出た9月13日、ここが1番欠席者が多いのですが、徐々に減ってきています。小学校では2パーセントを割り切っており、中学校も10月に入り減ってきている状況でございます。

[高木教育長職務代理者]

ほかにご質問はございますか。なければご意見を伺います。

[真野委員]

今質問をさせていただき、学校の状況を伺いました。教育活動の方針ということで冒頭に書かれておりますが、緊急事態宣言、それからまん延防止等の重点措置が解除されました。しかしながらまだまだ予断を許さない、次の波の心配など色々出ております。そういう面で子供たちの通常の教育活動を推進する、この大きな方針は私も賛成します。また、引き続き感染予防・感染拡大防止対策については、従来通り徹底していく。そうして保護者の皆様、子どもたちに安心感を持っていただきながら活動を進めていただきたいと思います。

また、これまでもそうですが、先生方をはじめ丁寧な保護者の皆様との対話やコミュニケーションを語りながら進めてくださり、保護者の皆様からも感謝の声を頂いていると伺っております。これまでにまして丁寧な活動も引き続きお願いしたいと思います。

[西田委員]

ただ今谷川参事から説明がございましたように、9月13日に緊急事態宣言が延長されてから10月13日までの間に児童生徒の陽性者がゼロだということ。そして教職員もゼロだということ。これは本当にありがたいことだと思いました。本人の努力はもちろんのこと、学校の教職員の方々のご努力、保護者の皆様のご協力によるものだと思い、感謝したいと思います。引き続きこのゼロという数を続けていきたいところですが、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではなく、今後の発生についての危惧も色々話されています。教育活動の方針に書かれていますように、引き続き感染予防・感染拡大防止対策を徹底しながら通常の教育活動を丁寧に推進していただいて、子どもたちのそれぞれの年齢に合った健やかな成長を保障したいと思います。色々ご協力ありがとうございました。

[高木教育長職務代理者]

最後に私高木からも意見を述べさせていただきます。ただ今説明がありました10月15日以降の教育活動の方針について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

すでに委員の皆様も触れられておりますが、直近での感染者数ゼロが継続されていることは非常に安心感を覚えます。全国的にも感染者数は非常に下がってきていますが、今後の動向については非常に警戒した対応が必要だろうと考えております。そういった意味で今回提議されています感染予防・拡大防止を徹底しながら教育課程に基づいた教育活動を推進することが非常に大事だと思います。方針にも述べられていますように徐々に本来の

教育活動を戻していくことが大事だと思います。引き続き学校関係者やご家庭には負担をかけますが、皆さんで力を合わせながら教育活動を進めていきたいと思いますので是非よろしくをお願いします。

ほかにごいませんか。なければ報告事項第11号を終了いたします。

報告事項第20号・令和3年第3回日野市議会定例会の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

○報告事項第20号 令和3年第3回日野市議会定例会の報告

[伊藤庶務課長]

議案書17ページをご覧ください。報告事項第20号・令和3年第3回日野市議会定例会の報告をさせていただきます。

次ページをご覧ください。会期は9月1日水曜日から9月28日火曜日までの28日間でした。一般質問は、質問者は22名、うち教育委員会関係12名。質問件数は40件、うち教育委員会関係12件でございました。要旨等については19ページ以降の別表1の通りでございます。その下議案は、市長提出議案は24件、うち教育委員会に関するものは5件。また議員提出議案は1件、うち教育委員会に関するものはございませんでした。議案の内容についてそれぞれご説明いたします。

(1) 令和2年度日野市一般会計決算の認定については認定されております。

(2) 令和3年度日野市一般会計補正予算(第9号)は可決されております。補正総額は歳入歳出とも18億8,329万6千円、うち教育費83,216千円でございます。予算総額は歳入歳出とも74,166,612千円、うち教育費が11,034,655千円でございます。内訳については25ページの別表2-1のとおりでございます。

(3) 日野市教育委員会委員の任命については同意されております。

(4) 令和3年度日野市一般会計補正予算(第10号)は可決されております。補正総額は歳入歳出とも185,157千円、うち教育費が40,820千円でございます。予算総額は歳入歳出とも74,351,769千円、うち教育費が11,075,475千円でございます。内訳については25ページの別表2-2のとおりでございます。

(5) 令和3年度日野市一般会計補正予算(第11号)は可決されております。補正総額は歳入歳出とも375,045千円、うち教育費が48,728千円でございます。予算総額は歳入歳出とも74,726,814千円、うち教育費が11,124,203千円でございます。内訳については25ページの別表2-3のとおりでございます。

その下、請願についてはございませんでした。報告は以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了しました。ご質問・ご意見があればお願いします。

[西田委員]

ご説明ありがとうございます。1つお聞きしたいのですが、令和3年度日野市一般会計補正予算(第9号)の補正総額の中で教育費がかなり多めだな、という気がするのですが、このことについて具体的にどのようなものが組まれたのか。簡単でよいので説明いた

できればありがたいと思います。

[村田教育部長]

補正予算の第9号の教育費の概略でございます。

1つは施設の修繕が多くございました。教育センターの施設の整備ということで、約21,50万円ございます。これは教育センターの消火設備が老朽化し、定期点検で指摘がございましたので当初予算で算出できず、急遽補正予算でお願いしたものでございます。

また小中学校では、令和3年4月に宮城県白石市で防球ネットの木製の支柱が倒壊する事故がございまして、これを受けて全小中学校の緊急点検を実施しております。またその後文部科学省から防球ネット以外の学校に置かれているものについても安全点検を行うように通知がございまして、この点検を実施いたしました。その結果撤去などが必要なものがございましたのでこちら、緊急に対応しております。主にそのような関係で補正予算の金額が増えている状況でございます。

[高木教育長職務代理者]

それでは私からお願いしたい質問がございまして、20ページですね、田原議員からの交通安全対策についての質問があるわけですが、答弁の中で8月31日から「日野市通学路交通安全プログラム」に基づいて合同点検を実施したとありますが、具体的な点検の中身ですとか、またここで指摘された内容について概要をご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

[久保田学校課長]

通学路の点検についてのご質問でございます。答弁の要旨にあります「日野市通学路交通安全プログラム」につきましては平成27年度から行っております。全ての小学校を3つの地域に分けて行っておりますので1つの学校が3年に1回まわる形でございます。令和3年度では9校で点検を実施しました。点検の中で出てきた改善の要望箇所ですが、全部で54か所ありました。主なものとしましては「注意喚起の看板を設置してほしい」「ガードレールを付けてほしい」「歩道を新しく作ってほしい、拡幅してほしい」「カラー舗装化」「カーブミラー等路面の表示を付けてほしい」など合計54か所のご要望をいただきました。これらにつきましては点検も今までそうですが日野市のほかに教育委員会、学校、PTA、道路の管理者として市道であれば道路課、国道や都道であれば国や都、安全管理者として警察も入っております。そういった関係機関で協議をしながら優先順位をしっかりとつけて、予算をつけて対応していくと現在までも行っておりますので、これについても同じような対応で行ってまいりたいと考えております。

[高木教育長職務代理者]

続いて21ページの谷議員の質問に対しての答弁の中で「今年度立ち上げる学校経営を支える事務の在り方検討委員会」と記述がありますが、この委員会で検討が行われる項目等々について考え方があれば、現時点での認識で結構なのですが、教えていただければと思います。

[伊藤庶務課長]

学校事務部門についてですが、学校経営には重要な部分を占めています。また学校には教員や栄養士、事務職員や副校長補佐、スクールサポートスタッフなど様々な職員がおり

ます。学校事務の適切かつ効率的な執行をはかるため業務等を整理すると共に、学校給食の公会計化や私費会計なども整理をしていきたいと考えております。その為に学校経営を支える事務の在り方検討委員会において今後の在り方を検討してまいりたいと思います。

[高木教育長職務代理人]

ほかにご意見はございますか。

なければ報告事項第20号を終了いたします。

報告事項第21号・令和3年度就学援助申請者数及び認定者数（令和3年4月～令和3年6月）について、事務局より説明をお願いいたします。

○報告事項第21号 令和3年度就学援助申請者数及び認定者数
（令和3年4月～令和3年6月）

[伊藤庶務課長]

議案書27ページをご覧ください。報告事項第21号・令和3年度就学援助申請者数及び認定者数（令和3年4月～令和3年6月）について報告いたします。

次ページをご覧ください。該当期間の認定者数、否認者数につきまして小中学校別の内訳及び合計の人数を記載しております。小中学校合計の人数を申し上げますと申請者は1,660名。認定者については要保護が110名、準要保護が1,459名。否認者が91名となっております。なお参考といたしまして過去4年分のデータを下の表に記載しております。

[高木教育長職務代理人]

事務局からの説明が終了しました。ご質問・ご意見があればお願いします。

なければ報告事項第21号を終了いたします。

報告事項第22号・令和3年度日野市高校生奨学金の申請者数及び決定者数について、事務局より説明をお願いいたします。

○報告事項第22号 令和3年度日野市高校生奨学金の申請者数及び決定者数

[伊藤庶務課長]

議案書29ページをご覧ください。報告事項第22号・令和3年度日野市高校生奨学金の申請者数及び決定者数についてご報告いたします。

次ページをご覧ください。令和3年度日野市高校生奨学金の申請者数、認定、否認者数につきまして学年別の内訳及び合計の数字を記載しております。合計の人数を申し上げますと申請者は187名、認定が178名、否認者が9名となっております。なお参考といたしまして過去4年分のデータを下の表に記載しております。

[高木教育長職務代理人]

事務局からの説明が終了しました。ご質問・ご意見があればお願いします。

[西田委員]

日野市の高校生奨学金制度は給付型になっていますね。それは他市の中でも少ない市だ

として評価されていると聞いたのですが、具体的にどのように行われているのか。他市と比較して説明していただけるとありがたいと思います。

[伊藤庶務課長]

日野市の奨学金制度ですが返金の必要がない給付型となっております。月に1万円、12カ月で年間12万円、1人に対して支出しております。このような形で給付型を行っている市は26市の中で8市あると確認をしております。

[高木教育長職務代理者]

ほかにご意見はございますか。

なければ報告事項第22号を終了いたします。

報告事項第24号・令和4年度入学「選べる学校制度」希望調査集計結果（小学校）について、事務局より説明をお願いいたします。

○報告事項第24号 令和4年度入学「選べる学校制度」希望調査集計結果（小学校）

[久保田学校課長]

議案書35ページでございます。報告事項第24号・令和4年度入学「選べる学校制度」希望調査集計結果（小学校）になります。

おめくりいただいて36ページに集計結果を記載しております。令和3年9月9日現在の小学校の集計結果でございます。この表で学区内人口、希望の増減、その結果の入学希望者数、定員の数で構成されています。この表の中で8番目の平山小を見ていただきたいのですが、入学希望者が111名ございます。これに対しまして定員数が102名となっておりますが、これにつきましては必要な教室を改修し確保することですので、今回の選べる学校制度におきまして全てのお子様希望する学校に入学できる状況でございます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了しました。ご質問・ご意見があればお願いします。

それでは私から。ただ今説明がありましたが、平山小学校への入学希望者が定員を上回る事態になりどうなるのかと心配していましたが、抽選もなくそれぞれの希望に応じた形で学校を改修しながら対応していただけるということで非常に良かったと考えております。子どもたち保護者を含めた希望に沿って対応いただけることへは非常に評価をしたいと思っております。

ただ一方で市の財政が厳しい中での負担が生ずる部分でもあるので、そのあたりも心配しながら、そうは言いながらも希望に沿った対応をしていただけたことを評価していますのでよろしく申し上げます。

ほかにご意見はございますか。

なければ報告事項第24号を終了いたします。

報告事項第25号・日野市教育委員会後援等名義使用実績報告（令和3年4月～令和3年9月）について、事務局より説明をお願いいたします。

○報告事項第25号 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告
(令和3年4月～令和3年9月)

[関生涯学習課長]

恐れ入りますが議案書37ページをお開きください。報告事項第25号・日野市教育委員会後援等名義使用実績報告(令和3年4月～令和3年9月)についてご報告いたします。

次ページ38ページから40ページまで申請の団体、事業名、目的等を記載しております。

41ページをご覧ください。令和3年度上半期における承認件数につきましては32件でございます。内訳はスポーツ5件、音楽・美術3件、講演会5件、イベント19件、その他0件でございます。令和2年度同期の申請件数が14件ですので18件の増となっております。増加の原因としましては、コロナ禍においてインターネットや定員数を絞るなど感染予防策をとりながら事業を実施することにより、申請数が増えてきているものだと思います。報告は以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了しました。ご質問・ご意見があればお願いします。

[西田委員]

ありがとうございました。様々な事業がコロナ禍にあって中々行われづらいのではないかと、どうなっているのかしらと大変心配、危惧しておりましたが、こうしてみますと夏休みコンサートや児童青少年演劇など、色々な活動がそれぞれに予防策をとりながら行われており良かったと思っております。

私も「光の家チャリティーコンサート 愛のサウンドフェスティバル～すべての人に愛を～」が9月18日にひの煉瓦ホールで行われたときに、コロナ禍でどんな風に行われるかという気持ちもあって鑑賞させていただいたのですが、しっかり予防策がとられながら感動的な素晴らしいコンサートが行われました。今でもその感動がよみがえってまいります。こうやって施設の利用者が音楽を通して社会参加をなさっているということ、コロナ禍でも続けておられることを大変力強く感じました。文化活動を教育委員会としても応援してまいりたいという気持ちを強めました。

[高木教育長職務代理者]

ほかにご意見はございますか。なければ報告事項第25号を終了いたします。

請願第3-4号・新たな視点も加え、都教委の『オリパラ学習読本』の偏った“君が代”記述の是正を求める意見書を出して頂きたい等の請願について、事務局より説明をお願いいたします。

○請願第3-4号 新たな視点も加え、都教委の『オリパラ学習読本』の偏った
“君が代”記述の是正を求める意見書を出して頂きたい等の請願

[伊藤庶務課長]

議案書11ページをご覧ください。請願第3-4号、受付年月日、令和3年9月10日

件名、新たな視点も加え、都教委の『オリパラ学習読本』の偏った“君が代”記述の是正を求める意見書を出して頂きたい等の請願でございます。請願者の住所氏名は記載の通りでございます。

次ページ12ページから16ページまでが請願の趣旨でございます。

[高木教育長職務代理者]

請願者より申し出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

事務局は、請願者を席に案内してください。

それでは請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

それでは15ページのところに先に書いてあります。9月に私たちはですね、都教委の『教科書調査研究資料』というのが、神武天皇とか天照大神、ニギノミコトなどそういった物体、人間ではないものをですね、歴史上の人物だというふうに都教委が記していることについて、それはおかしいという請願を出したところ、西田敦子さんからのほうからですね、桃太郎も教えてはいけないのかという趣旨の発言がございましたが、私どもそこに書いてある通り、桃太郎など民衆の文学が非常に重要である、そういった伝統文化の理解は重要であると書いております。

天皇を126代だという嘘を教えるために神武天皇から10代までをですね、人間だと教え込む、そっちに反対しているわけでございます。なお16ページに書いてあるように、天皇への敬愛の念を間違った学習指導要領で教え込んだりとかはですね、国を愛する、そこから発展して国に尽くす、そして国を守る、自己犠牲。そういった非常に危険なところに発展する可能性がありますので、非常に警戒しているところでございます。

では今回のテーマの『オリンピック読本』、12ページ以降でございます。都教委が出した『オリンピック学習読本』小中高校版。多額な税金を使っている、これがですね、表彰式などで使う歌や旗が、選手団って言いましょうかね、各NOC、国・地域の歌や旗であるというのに「国旗・国歌だ」と嘘を教えることについて、都教委に是正させることを求める請願の第2弾でございます。もう少しこの前より詳しくなっております。

12ページに書いてある内容の選手団の旗などですが、この前ここを8月の審議の時にですね、手前どもにですね、「他の国の国旗・国歌尊重の記述もあるからいいじゃないか」という趣旨の発言を一部教育委員がしました。しかし私どもきちんと調べてみますとね、13ページに載っているように、都教委のですね、『オリンピック読本』はですよ、付け足して他国のことを言っているわけですね。

13ページよく見てください。そのように「もとより」という言葉をまず使っておりますね。あくまでも自国の君が代のほうが尊重すべきであって、「もとより」と付け足して他国の国旗・国歌を言っている。ここはやはり重要なところではないかと思えます。そういったところが2-2の *indoctrination* だということですが。

2-3のところですね、都教委を傍聴取材していますとね、「日本人の自覚と誇り」とかそういうところを「5つの資質」というやつですね、そこで都教委の『実施方針』、そこではナショナリズムを出しているくせにですね、9月の都教委の審議なんかでは「多様性」

とか「共生社会」とか、そういうことを前面に出してくるのですよ。言葉が、非常に裏があるといいですか、都教委のそういうことをしっかり理解していただきたいと思います。『実施方針』にはですね、そういうことですが。

一番怖いのはページ戻りまして13ページの左側のところですね、都教委が君が代の強制で処分した教員をですね、あの裁判で一部負けた時に、負け惜しみみたいに出したものが2012年1月24日の都教委の臨時会のものです。そこに書いてある通りですね、「児童・生徒一人ひとりに、我が国の歴史や文化を尊重し、自国の一員としての自覚をもたせることが…」と。他国のことなんか一切書いていないのですね。これが都教委の本音なのです。自国の君が代、天皇、そっちを敬わせるためにやっている、そういうことです。ですから「他国」というところは二の次だということですね。

あと2-4のところですね、そこを見ていただきますと、私たち約100人で都教委に対し裁判を起しているのですが、その中で都教委は『『オリンピック読本』前半のほうに『国・地域』と書いてあるのです。決して『地域』を無視していない、台湾や香港など『地域』のことも書いている』と言っているのですが、肝心の「国旗・国歌」のところでは「地域の旗・歌」と書かないわけですから、やっぱり都教委の論理は裁判の時もおかしいということを14ページに書いてある。こういうことでございます。

それでですね、後はですね、

[高木教育長職務代理者]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめていただくようお願いします。

[請願者]

では14ページのところですね、2-5のところに書きましたように、都教委の君が代の裁判で非常にしつこくストーカーみたいに、8年前の減給処分を取り消された先生に対して戒告処分を出し直す、このようなことをやっています。

このようにですね、都教委の特別な君が代や愛国心に対するナショナリズムな思想をですね、共生社会ではない、そっちのほうで前面に出たのが君が代の裁判であり、なお且つ『オリンピック学習読本』なのです。だからこそ是正を求めてほしい。そういうことでございます。

是非、質問などありましたら本当に積極的に質問してください。西田さんから。お願いします。真剣に答えますので。以上でございます。是非採択していただきたい。終わります。

[高木教育長職務代理者]

この件につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

なければご意見を伺います。

[西田委員]

私は、この度の請願は不採択だと考えます。請願は日野市教育委員会が東京都教育委員会作成のオリンピック・パラリンピック学習読本は特異な教育思想だと認め、東京都教育委員会に対してオリンピック・パラリンピック学習読本の偏った国旗・国歌記述の是正を求める意見書を提出することを求めていると受け止めました。オリンピック・パラリンピ

ック学習読本については8月の教育委員会定例会において今回と同じ請願者から請願が出され、請願審査をいたしました。今回再び読本についての請願が出されましたことから、小学校中学校のオリンピック・パラリンピック読本を再度熟読いたしました。くり返し読んでも読本に請願者が述べるような特異な思想教育が書かれているとは思えず、オリンピック憲章や学習指導要領に基づいて作成されていると思いました。

今回の請願では、オリンピック・パラリンピック学習読本が特異な思想教育とする根拠に新たな視点として1-2で2つ挙げられております。1つは中学校の読本5章の5「世界の中の日本人として国際マナーを守ろう」という表題が「日本人として」と枠をはめており在学している外国籍の児童生徒に配慮がない、ということでした。世界の中の日本人として、という表現は学習指導要領に載っています。また日本人として、という言葉は日常的に使われています。表題に続く本文には「将来国際社会において尊敬され、信頼される日本人に成長していくためには、国際的な礼儀やマナーを理解し実践できるようにしておくことは大切なことです」と記載されています。このことはごく自然に受け止めることのできる内容であり、在学している外国籍の児童生徒に特に配慮を欠いているとは思いません。

もう1つの根拠は、読本の中の「我が国の国旗や国歌を大切にすることはもとより、互いの国旗や国歌に敬意を表すことは国際社会の基本的なマナーです」という文章についてでした。請願はこの「もとより」という表現が他国のものより自国のほうが大切なのだという都教委独自の偏った思想が読み取れるということでした。しかし例えば自分の国の山や川、伝統文化を大切に思う心情が育ってこそ、他国の自然や伝統文化に対する心情が理解でき、他国の人と同じように大切にできるのだと思います。私は「もとより」という言葉に特別に偏った思想は感じ取れません。

これらのことを考えても、請願を受け入れることはできません。従って不採択と考えました。

[真野委員]

私はこの請願については不採択と考えます。その理由について何点か述べさせていただきます。今回の請願、タイトルにありますように、新たな視点も加えとあります。請願内容、しっかり読ませていただきました。そのうえで請願者が新たに主張されている点、私は以下の2点だと受け止めています。

1点目は中学校版のオリパラ学習読本、その中に「世界の中の日本人として国際マナーを知ろう」というタイトルに書かれている文章を取り上げ、「日本人として」との表現を特異な思想教育の根拠にされている、これが1点目だと思います。また2点目は同じく中学校版のオリパラ学習読本の中に「我が国の国旗や国歌を大切にすることはもとより、互いの国旗や国歌に敬意を表することは…」の文章を取り上げて「もとより」という表現は他国より自国を大切にしている、都の偏った思想教育ではないか、という根拠にされています。私はこの2点を読ませていただき、どちらについても新たな視点といわれていますが、言葉だけをとらえて自説を繰り返されている、そういうふうには受け止めています。

また前回の請願をいただきまして何点か不採択の理由を述べさせていただきましたが、その内容を再考するに値する視点は乏しいと判断せざるを得ませんでした。また今回の請

願、オリパラ学習読本の記述内容の是正を求めるという内容と理解しましたので、請願2-2以降の内容について請願者の主張に直接関連しているものではないと判断しました。

以上の内容で私は不採択と判断させていただきました。

[高木教育長職務代理人]

最後に私から意見を述べさせていただきます。私も本請願は不採択と考えます。その理由についてですが、1つには本請願は東京都教育委員会が作成したオリパラ学習読本に関するものを中心に2-1から2-5にわたり請願者の主張が述べられており、よく読ませていただきました。その主張内容がただ今もありました請願者自身による説明を伺っても、大変申し訳ありませんが私自身よく理解ができないことです。

2つめは本請願が、東京都教育委員会が作成した資料に関することであり、請願者と東京都教育委員会の間で行うべきものと基本的に考えます。また2-1から2-5の項に渡り個別の要望事項等の記述がありますが、いずれの項目も当教育委員会が請願者に成り代わって東京都教育委員会に要請する理由が見えないこと。

以上の観点で私は、本請願は不採択と考えております。私からは以上です。

他にご意見はございませんか。なければ、ご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様のご意見としては、不採択というご意見が多いようですので、新たな視点も加え、都教委の『オリパラ学習読本』の偏った“君が代”記述の是正を求める意見書を出して頂きたい等の請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理人]

異議なしとのことですので、請願第3-4号については、不採択とすることに決しました。

これより議案第30号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議としますので、関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席しても差し支えないと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理人]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席してください。なお、本件の終了をもって、令和3年度第7回教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 15時10分